利 府 町 営 住 宅

応募の手引き

＜令和8年11月募集＞

募集住宅：葉山住宅（一般住宅）
受付期間：令和８年１１月１８日（水）～１１月２７日（金）
入居時期：令和８年１２月下旬～令和９年１月中旬（予定）

募集住宅詳細
戸　　数：１戸
間 取 り：２ＬＤＫ（約６４㎡）
世帯構成：２人～３人



・申込は**１世帯１住戸**のみ有効です。上記受付期間内に、申込書等必要書類を担当課宛に**直接提出してください**。
・書類が不足していると申し込みを受理できない場合がありますので、期日には余裕をもってお申込み願います。
・申込みにあたっては、応募の手引きをよくご覧のうえお申込みください。
・応募多数の場合は、抽選会を開催し決定します。

※提出された書類については返却できませんので、予め承知願います。

― 目 次 ―

１　住宅の概要など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　申込みから入居まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　入居申込にあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　入居資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
５　入居予定者決定時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
６　入居後の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
７　住宅の位置図、配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

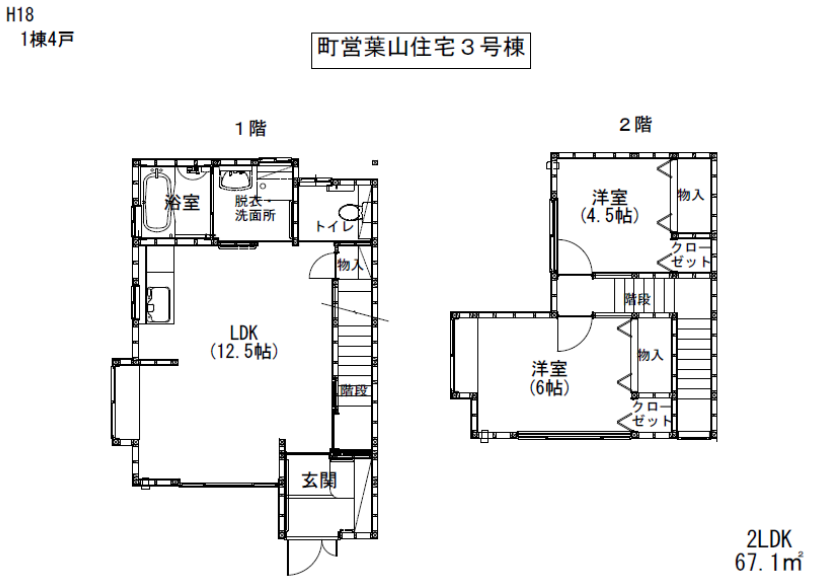
１．　住宅の概要など

１．１　町営住宅とは

町営住宅は、住宅に困っている方の公的な賃貸住宅であり、利府町が国からの補助を受けて整備・運営しています。

したがって、入居される方の所得制限等があります。

１．２　募集住宅の概要

所　在　地	〒９８１－０１０５ 利府町葉山一丁目52番地1
住宅名及び番号	葉山住宅３０１号
月　額　家　賃	１７，７００円～２６，３００円 ※家賃は、世帯の月額所得額等に応じて異なります。 ※毎年算定していますので、変更する場合があります。
建　設　年	平成１８年
規　格　・ 間　取　り	木造２階建 
駐　車　場	月額使用料：１，５００円（１世帯１区画のみ使用可）
そ　の　他	○ガス　：都市ガス（塩釜ガス） ○電気　：４０アンペア（変更可能） ○テレビ：アンテナを建てられない地区のため、視聴には宮城ケーブルテレビへの加入が必要です（月額料金負担あり） ○町内会費：別途負担あり（町では集金しません）

２．申込みから入居まで

２．１　入居までのスケジュール（予定）

１１月１６日（月） ～１１月２７日（金）	**申込書の配布** 施設管理課住宅公園係（⑤番窓口）、総合案内で配布します。
↓	
１１月１８日（水） ～１１月２７日（金）	**申込受付（窓口にて）** 受付順に入居者を決定することはありませんが、期日には余裕をもってお申し込みください。
↓	
１２月１日（火）頃	**書類審査及び抽選会有無の決定** 入居資格の有無や抽選会有無を決定します。
↓	
１２月７日（月） 午後２時～	**抽選会開催※** 抽選により入居予定者及び入居補欠者を決定します。
↓	
１２月１１日（金）頃	**入居予定者決定通知書の送付** 入居手続に必要な書類等を同封し、送付します。
↓	
前記の通知日から １０日以内	**入居手続** ・請書及び連帯保証人に関する書類等の提出 ・敷金等の納入
↓	
前記の手続き後	**入居許可書の送付**
↓	
１２月下旬 ～１月中旬予定	**入居及び入居後の手続き** 入居日に鍵の引渡し等を行います。入居後の住民票を取得し、施設管理課まで持参してください。

抽選会なしの場合

↓



２．２　提出書類

＜必須書類＞ ※印は指定様式です。（１）～（４）は**必ず**提出してください。

（１）	**※町営住宅入居申込書**（様式第１号）
（２）	**※申込書別紙**
（３）	**住民票** 続柄・本籍が記載されているものを入居予定者全員分（世帯で１通）。 町外在住の場合、現住お住まいの市町村発行のものを提出してください。
（４）	**所得証明書** 市町村発行の**最新年度（前年分の所得が記載してあるもの）**の証明書を、所得の有無に関わらず１８歳以上の入居予定者全員分。ただし、１８歳以上の学生については不要です。

＜条件によって必要な書類＞　　※印は指定様式です。

（５）～（１７）については、該当する場合に各書類等を提出してください。

	対象者	書類名
（５）	学生	**学生証の写し** １８歳以上の学生の方のみ必要です。
（６）	給与所得者	**※勤務先証明書**（様式第２号） 雇用形態に関わらず給与所得者全員分が必要です。
（７）	給与所得者	**※給与支払証明書**（別紙第１号） **令和８年１月以降**に就職した場合に必要です。
（８）	事業所得者 （自営業者）	**※収支明細書**（別紙第２号） **令和８年１月以降**に事業を開始された方のみ必要です。
（９）	婚姻予約中 の方	**※婚姻予約確認書**（様式第３号） 婚姻し、同居しようとする方がいる場合に必要です。
（１０）	障害を お持ちの方	**各種手帳の写し** 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等
（１１）	借家等に お住まいの方	**賃貸契約書等の写し** 契約者・家賃・間取り・居住面積がわかるもの。
（１２）	自家を所有 している方	**立退請求証明書、売買契約書等の写し** 自家の売却等を証明できる書類が必要です。
（１３）	失業中の方等	**離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書いずれかの写し** 令和７年中と大幅に収入状況が変わった場合に必要です。
（１４）	寡婦世帯・ ひとり親世帯 の方	**児童扶養手当証書又は母子家庭医療費受給者証の写し**

（１５）	生活保護を受給中の方	**保護決定通知書又は生活保護受給証の写し**
（１６）	被災された方	**り災証明書の写し** 「全壊」「大規模半壊」「半壊」判定のもの。
（１７）	その他	事実確認のため、当該書類の提出を求める場合もあります。

また、提出書類の内容について、事実確認のため関係部局又は市町村に問い合わせることがありますので、予めご了承願います。

３．入居申込にあたっての注意事項

３．１　申込みの無効

下記のいずれかに該当する場合、お申込みが無効となります。

（１）虚偽の申込内容があったとき又は入居資格に該当しないとき
（２）申込みに必要な提出書類を受付期間内に準備できないとき又は不足書類があったとき
（３）家族を不自然に分割、又は合併して申込みしたとき
（例１）夫婦のどちらか一方が子どもと申込む場合（ＤＶ被害者の方を除く）
（例２）親がありながら兄弟姉妹・祖父母と孫だけで申込む場合
（４）現在自家を所有し売却予定もないとき

３．２　離婚を前提としてお申込みの方へ

入居契約時までに、下記のいずれかの証明書類を提出できる場合に限り、お申込みできます。ただし、母子世帯としての優先的入居には該当しません。

（１）入居契約時までに離婚が確定する場合	…戸籍謄本
（２）離婚訴訟又は離婚調停中の場合	…裁判所発行の「事件係属証明書」
（３）離婚協議中の場合	…弁護士が発行する証明書



４．入居資格等

４．１　入居資格

下記の（１）～（５）の条件すべてを満たす方がお申込みできます。

なお、申込時の提出書類の内容によっては、下記の入居資格に該当しないとみなされ、申込み及び入居をお断りする場合もありますので、予め願います。

（１）町内に住所若しくは勤務場所を有し、又は新たに町内に住所を必要とする方
（２）現に、住宅に困窮していることが明らかな方
※原則として、自家を所有されている方（同居予定の親族を含む）は、入居契約時までに売却等の処分が確認できる場合に限り、お申込みできます。 ※一般的な家庭不和は、「住宅に困窮している」状態として認められません。ただし、ＤＶ等の特別な事情があり、提出書類により客観的に事実確認ができる場合を除きます。
（３）収入基準を超えないこと　（算出方法等は７・８ページに記載）
○一般階層世帯　…　月額所得　１５８，０００円以下
○裁量階層世帯　…　月額所得　２１４，０００円以下（詳細は下記に記載）
（４）現に、同居中や同居予定の親族がいること
※「親族」には、婚姻予約者、事実上婚姻関係と同様の事情にある方（住民票に「未届の妻（夫）」と記載されている場合に限ります。）を含みます。
（５）入居しようとする方全員が、暴力団員でないこと

そのほか、町長がやむを得ない事情があると認める場合（災害による住宅の滅失等）には、入居資格を有するものとみなします。

４．２　裁量階層世帯

次の世帯については、入居所得基準額が緩和され、２１万４千円以下で申込めます。

（１） 高齢者世帯
・満６０歳以上の単身の方 ・満６０歳以上の方で構成された世帯（１８歳未満の方を含む）
（２）子育て世帯
・申込受付期間の初日において同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯
（３） 障害のある方等を含む世帯
・障害のある方がいる世帯 ① 身体障害者手帳（１級～４級） ② 精神障害者保健福祉手帳（１級～２級） ③ 療育手帳（Ａ又はＢ） ・その他 ① 戦傷病者　②原子爆弾被爆者　③５年以上の引揚者　④ハンセン病療養所入所者等

４．３　優先入居者の要件

入居資格を有し、下記のいずれかに該当する世帯は、**「優先入居世帯」**とみなされ、下記のいずれかに該当する方を含まない**「一般世帯」**よりも優先的な入居が可能となります。

※「優先入居世帯」と「一般世帯」の両方から申し込みがあった場合には、「一般世帯」は受付無効（抽選会にも進むことができません）になりますので予めご了承願います。

世帯区分	要件
（１）母子・父子世帯	戸籍上配偶者が無く（死別・離婚未婚）現に２０歳未満の子を扶養している世帯 （ただし、現在、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続き中の場合も、該当しない）
（２）障害者世帯	身体障害者手帳（１級～４級）、精神障害者保健福祉手帳（１級～３級）、療育手帳（Ａ又はＢ）の交付を受けている方を含む世帯
（３）高齢者世帯	満６０歳以上の方のみで構成される世帯（１８歳未満の方を含む）
（４）生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯
（５）子育て世帯	小学校就学前の子がいる世帯
（６）配偶者等からの暴力被害者	配偶者からの暴力被害者で、婦人ほど施設等で保護を受けているか、保護を受けた後又は裁判所で保護命令を出されてから５年を経過していない方、婦人相談支援センター等からの保護に関する証明書等が発行さている方など
（７）犯罪被害者等	犯罪被害者等で犯罪等の被害により従前の住宅に居住することが困難になった方
（８）戦傷病者世帯	戦傷病手帳の交付を受けている方（特別項症～第６項症、第１款症）、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5 年未満の引揚者、中国残留邦人等世帯

４．４　月額所得の算出方法

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得（賞与を含む）の合計額から公営住宅法上の控除を行った額を１２か月で割ることにより得られます。

（手順１）世帯の年間所得合計金額の確認

申込本人及び同居予定者で収入のある方全員の「所得」について、**最新年度（前年分）**を合算します。下記の公的な証明書等でご確認願います。

○市町村発行の最新年度（前年分）の町県民税課税（所得）証明書

⇒「合計所得金額」

○勤務先発行の前年分源泉徴収票

※現在の勤務先に令和７年１２月以前に就職し、現在まで勤務しているとき

⇒「給与所得控除後の金額」

○勤務先発行の給与支払証明書（別紙第１号）

※現在の勤務先に令和８年１月以降に就職し、現在まで勤務しているとき

⇒「支給総額」＋「賞与」＝ 年間給与収入金額

⇒年間給与収入金額から年間総所得金額を計算（下記により算出）

年間給与収入金額	年間総所得金額
551,000 円未満	0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額　－　550,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	※Ａ×2.4+100,000 円
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	※Ａ×2.8－ 80,000 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	※Ａ×3.2-440,000 円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額×0.9-1,100,000 円

※Ａ・・・年間総収入金額を４で割り、その答の 1,000 円未満を切捨てた金額をＡに当てはめて計算する。

○収支明細書（事業所得者用）（別紙第２号）

※現在の勤務先に令和８年１月以降に事業を始めたとき

⇒「差引純利益計の金額」

（手順２）控除合計金額の確認

下記の各種控除について、該当するかどうかを確認し、控除額を合算します。

控除の種類	控除の内容	控除額の計算
１人につき		
a 親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族（婚約者・内縁の方も含む）	38 万円×（ ）人＝　　円
b 特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）及び遠隔地不要親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	25 万円×（ ）人＝　　円
c 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方　※特別障害者控除対象者を除く	27 万円×（ ）人＝　　円
d 特別障害者控除	障害者手帳（身体 1・2 級・精神 1 級・療育 A 判定）の交付がされている方	40 万円×（ ）人＝　　円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、生計を一にする子※1 がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下である方 ※1　この場合の子は、合計所得金額が 48 万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます（子の年齢に制限はありません。）	35 万円×（ ）人＝　　円 （「h　振替基礎控除」を控除後の所得が 35 万円未満の場合はその金額）
f 寡婦控除	○夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族がおり、合計所得金額が 500 万円以下の方 ○夫の死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が 500 万円以下の方　※ひとり親控除の対象ではない方	27 万円×（ ）人＝　　円 （「h　振替基礎控除」を控除後の所得が 27 万円未満の場合はその金額）
g 老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者又は扶養親族のうち、年齢７０歳以上の方	10 万円×（ ）人＝　　円
h 振替基礎控除	給与所得又は公的年金に係る雑所得（給与所得等）を有する方	10 万円×（ ）人＝　　円 （給与所得等が 10 万円未満の場合はその金額）
合計（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ＋ｅ＋ｆ＋ｇ＋ｈ）		円

（手順３）月額所得に換算する

月額所得　＝　（（手順１）世帯の年間所得合計金額 －（手順２）控除合計金額）÷１２

４．５　入居予定者等の決定方法

募集住宅（部屋番号）毎に、下記のとおり入居予定者及び入居補欠者を決定します。

（１）申込世帯が１世帯のみの場合
当該申込世帯を入居予定者に決定します。
（２）申込世帯が複数あり、そのうち優先入居世帯に該当する世帯が１世帯だけある場合
優先入居に該当する世帯を入居予定者に決定します。 優先入居に該当しない一般世帯については、入居補欠者として決定します。
（３）申込世帯が複数あり、そのうち優先入居世帯に該当する世帯が２世帯以上ある場合
優先入居世帯を対象に抽選会を実施し、入居予定者及び入居補欠者を決定します。 **優先入居に該当しない一般世帯については、抽選会へ進めません。**
（４）申込世帯が複数あり、その全てが一般世帯である場合
申込者全員を対象に抽選会を実施し、入居予定者及び入居補欠者を決定します。

※（３）、（４）抽選会開催について

抽選会には、申込者又は同居予定者に参加の上、行います。なお、参加できない場合は、委任状により、代理者（親族や知人等）が抽選に参加することも可能です。

（１）	【予備抽選】 申込受付順に抽選棒を引き、本抽選順を決定します。
（２）	【本 抽 選】 （１）で決定した抽選順に抽選棒を引き、入居予定者１名及び入居補欠者の順位を決定します。

４．６　入居補欠者について

補欠者人数	抽選に参加した人数から入居予定者１名を除いた人数。
補欠有効期間	補欠者決定通知を発送した日から３か月間
繰り上げ入居	下記の事由が生じた場合に限り、補欠順位上位者から順に、繰り上げ入居が可能となります。 ・申込住宅の入居予定者が入居を辞退した場合 ・申込住宅の入居者が３か月以内に退去した場合

５．入居予定者決定時の注意事項

入居予定者として決定した際には、下記の事項を厳守していただきます。

（１）連帯保証人

原則として、町内に居住する方で、入居予定者と同等以上の収入のある方１名を連帯保証人として立てていただきます。

（２）敷金等の納入

敷金及び駐車場保証金はそれぞれ月額の３か月分です。

原則として、入居予定者決定通知を行った日から１０日以内に納入していただきます。

６.入居後の注意事項

入居後は、下記の事項を厳守していただきます。ルール及びマナーを守れない場合、最終的には住宅の明渡しを請求することもあります。

（１）家賃の納入

家賃は、当月分を毎月月末までに納入していただきます。３か月以上滞納した場合は、連帯保証人の方に連絡します。また、滞納状況によっては、住宅の明渡しを請求することがあります。

（２）収入申告

入居者の皆様には毎年、世帯の収入状況を申告していただきます。その収入に応じて、翌年度の家賃を決定します。なお、世帯の月額所得が収入基準（２ページ記載）を超過すると、住宅の明渡しを請求することもあります。

（３）ペットの飼育禁止

犬・猫等の動物類の飼育は一切出来ません。

（４）ライフライン等について

上下水道、電気、ガス、インターネット回線、電話の回線については、各個人で申込みをお願いします。また、インターネットの接続及びエアコンの設置については、役場へ申請書（町営住宅用途変更承認申請書）の提出が必要です。

（５）修繕箇所について

入居中、修繕箇所が発生した場合は、個人負担になりますので、ご了承願います。

（６）敷地内の維持管理について

入居していただく住宅敷地の清掃及び草刈りについては、各個人で行っていただきます。

（７）迷惑駐車の禁止

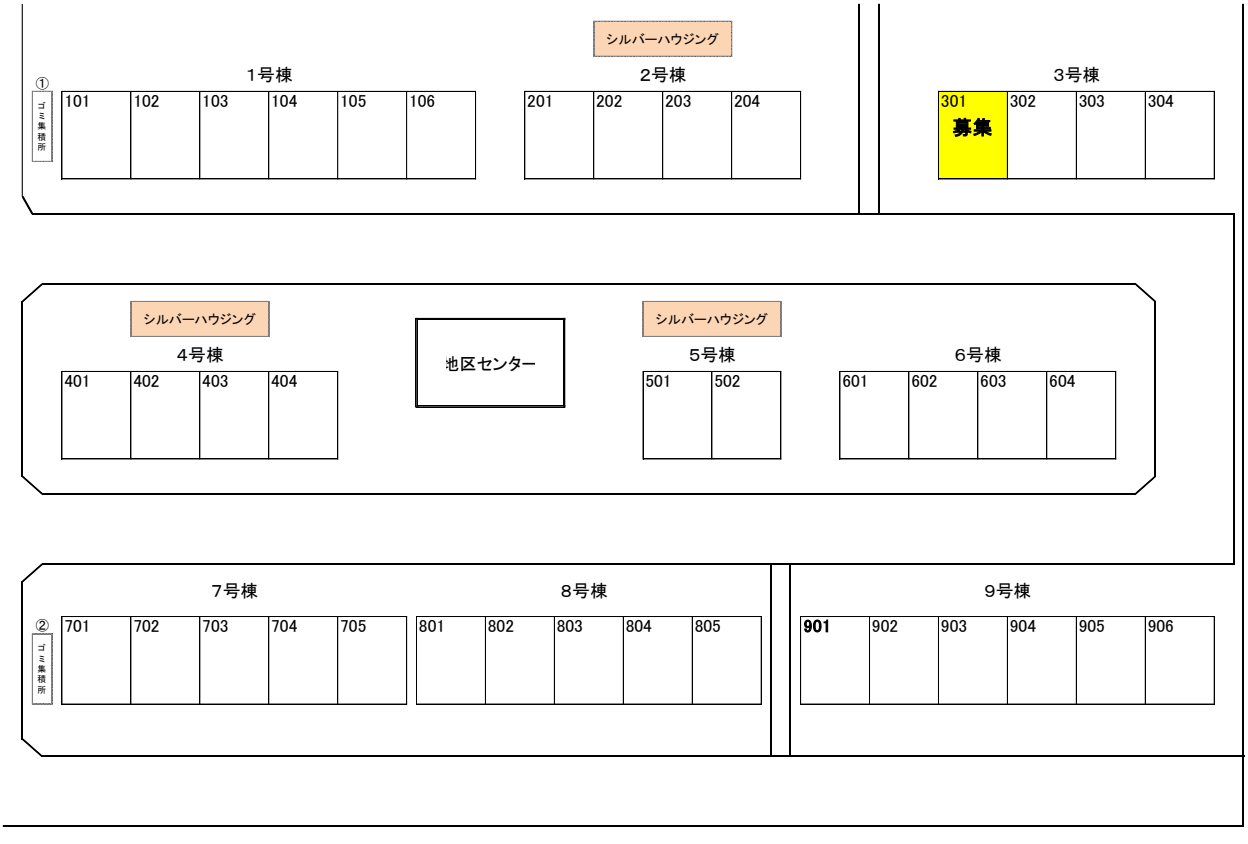
住宅前の道路及び空地等には駐車できません。必ず各戸前の駐車場を使用してください。

（８）騒音・生活音について
集合住宅の性質上、日常的な生活音はやむを得ないことをご了承願います。
（９）退去時の費用負担
入居者の過失により、住宅を破損してしまった場合は、修繕費用を負担していただきます。
（１０）電話番号の登録
火災やガス漏れ等の緊急時に対応するため、警備会社に入居者の電話番号を周知します。



7．住宅の位置図・配置図


葉山住宅
石田住宅
堀川住宅
八幡崎住宅
ゆのき住宅
大郷町
大和町
富谷町
利府町
松島町
仙台市
塩竈市
多賀城市
利府しらかし台IC
利府中IC
松島海岸IC
利府JCT
利府駅
新利府駅


①
ゴミ集積所
1号棟
101
102
103
104
105
106
シルバーハウジング
2号棟
201
202
203
204
3号棟
301
募集
302
303
304
シルバーハウジング
4号棟
401
402
403
404
地区センター
シルバーハウジング
5号棟
501
502
6号棟
601
602
603
604
②
ゴミ集積所
7号棟
701
702
703
704
705
8号棟
801
802
803
804
805
9号棟
901
902
903
904
905
906

お問合せ窓口　利府町都市開発部　施設管理課　住宅公園係

住　　所：〒981-0112　宮城県宮城郡利府町利府字新並松４番地

電　　話：０２２－７６７－２１２１

Ｆ　Ａ　Ｘ：０２２－７６７－２１０６

電子メール：jutaku-kouen@rifu-cho.com